

実 施 要 領

- 1 業 務 名 佐伯区内路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 佐伯区内一円
- 3 委 託 期 間 令和8年 4月 1日から令和9年 3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、業務の施行が標準的である1号工種（設計書のうち工種・名称：路上障害物処理（10kg以下）1箇所当り）とする。

この1号工種を対象に入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した1号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結

落札者と別紙契約書（案）のとおり契約を締結する。
- 6 契約保証金

予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について

設計書に記載している数量は見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。